

奈良県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

堀川力	資金管理団体の届出をした者の氏名
会	資金管理団体の名称
類	異動事項
員	異動後
会議員	異動前
月三十一日	異動年月日